



第2回専門委員会で原告発言

YouTube配信が突然中断される事態も



(専門委員会後の記者会見の様子)

国は謝罪せず、専門委員会開催

6月27日に最高裁判所第三小法廷(宇賀克也裁判長)で歴史に残る画期的な原告勝訴判決が言い渡されました。最高裁判決直後から、国(厚生労働省)に協議要請をしてきましたが、謝罪する態度を見せず、事実上話し合いにならない状況です。さらに厚労省は「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、今後の対応を有識者に審議させることを一方的に決め、第1回は8月13日に開催されました。私たちは、一方的な専門委員会設置に反対しつつ、8月29日の第2回専門委員会では「参考人」として発言しました。原告、支援者、弁護士の7名が発言しました。

国への不信感から葛藤

最初に小久保哲郎弁護士が、「この場に来ることについて葛藤があった」と述べ、最高裁判決から2か月たっても謝罪しない国の態度を踏まえると、「国が専門委員会を利用して、最高裁判決の意義を矮小化し、被害回復額をできる限り小さくしようとしているのではないか」という不信感をぬぐえずにいる」「ヒヤリングが単なる『ガス抜き』として利用されるのではないか」という懸念を抱きつつ、苦渋の決断で決断として、この場に来ています」と述べました。

そのうえで、小久保弁護士は委員会に対し、一般傍聴を認めること、録画のアーカイブ配信をすることなど、審議の徹底した公開と透明性の確保を求めました。また、原告・弁護団が適宜作成する書面を資料として専門委員会において配布することや、今回だけでなく委員会の審理の終盤に再度、直接意見表明する場を設けることについても要請しました。

原告・新垣さん「生存権侵害が続いている」

大阪訴訟原告の新垣敏夫さんは引き下げ後の生活を「食費を削り、光熱費も削り、外出、人付き合いも控え、社会との関係性を失い孤立を深めています。」と語り、自分の生活も「物価高の中でどう切り詰めるか、猛暑の中で電気代をいかに少なくするか。外に出ることがほとんどなく、とっさに言葉がうまく出てきません」と苦しい状況にあることを語りました。

その上で「私たちの生存権、人権が侵害された状態が続いているということを理解してほしい」と訴え、厚労省が自らの責任を認めて解決内容を示してほしいと強調しました。

原告・澤村さん「生き地獄を続けるのか」

愛知訴訟原告の澤村彰さんは、長かった裁判闘争を振り返り、「辛かった、長かった、やっとこれで終わる。やっと報われる。そう思っていました。いつまで、この生き地獄を続ければいいのでしょうか?」と言葉を振り絞り、「全国の1000名を超える原告のうち少なくとも232名が亡くなっています。愛知でも3名、うち1名は最高裁に係っている今年の1月に亡くなりました。明日は自分もどうなるか知りません。一刻の猶予も許されません。生活保護利用者、原告の気持ちは早く遡及支給してほしい。

違法な行為をして国民の生活レベルを異常に最低にしたということを謝罪してほしい。生活保護は最低限の生活レベルのラインなのですから」と訴えました。

支援者雨田さん「国に憤りを感じる」

大阪訴訟支援者の雨田信幸さんは、「国の対応は、謝罪なく解決への道筋は見えません。原告のみなさんは傷ついており、私たちは国に憤りを感じます」と語り、「社会の中では残念ながら生活保護に関するバッシングが根強く存在しています。自分の顔と名前を出して裁判を闘うことがどれほど苦しかったことか、生活保護を利用する人たちのことを考えながら訴えてきた原告の思いに寄り添ってほしい」と委員に訴えました。



尾藤弁護士「人間として許せない態度だ」

尾藤廣喜弁護士は、朝日訴訟や堀木訴訟など生活保護をめぐる過去の訴訟において、国は「当事者から提起された問題について正面から受け止め、訴訟では争いながらも、要求が正当であると考えた場合にはこれを政策として生かす」という対応をしてきたが、今回の国の対応は「全く不誠実であり、行政としてはもとより、人間として許されない態度だ」と批判しました。

さらに「国は、手続きをやり直せば改めて引き下げてもよいと主張しているようだが、根本的に間違っている。最高裁判所での審理過程や判断を無視して、行政の都合で新たな処分を行ってはならない」とした上で、委員会に対して、「11年以上に及ぶ審理をふまえた最高裁判所での審理経過及び判断の内容を無視して、行政の都合で新たな処分を行ってはならないこと、さらに、特定政党の公約に忖度し、物価偽装を行って、根拠のない引下げを行ったことを真摯に反省し、厚生労働省として、あ

るべき姿に立ち戻るべきことを貴委員会が明確にされることを求めたい」と述べました。

伊藤弁護士「引き下げは理論的に許されない」

伊藤建弁護士は36ページに及ぶ資料を提出し、委員会ではそのポイントを説明しました。とりわけ、新たな水準の引下げが許されない理由として、以下の5点を解説しました。

- ① 現時点から遡及して、過去に発生した本件各給付請求権を不利益に変更することは、遡及立法の禁止に違反する。
- ② 事後的に減額することは、憲法29条1項及び憲法25条1項、行政法上の比例原則の要請を満たさない。
- ③ 消費を基礎とする減額改定は、本判決の拘束力により禁止されるほか、減額の理由にはならない。
- ④ ゆがみ調整に加えて水準の引下げを行うことは許されない。
- ⑤ 本専門委員会で議論すべきことは、ゆがみ調整における増額分についてのみ2分の1処理を撤回し、平成25年報告書のとおり反映することである。

西山弁護士「了解できる内容でなければ訴訟を」

西山貞義弁護士は、「(委員会での審議結果が)私たちも了解できる内容でなければ、訴訟を起こします」と宣言しました。

また、専門委員会に関する厚労省の「仕組み作り」、「運用」が訴訟で敗訴した側が全てをコントロールする形になっており、極めて不公平であると批判しました。

勝訴した原告・弁護団がリアルでの傍聴も許されず、「この意見を述べ終わった後も傍聴できず退席せよと言われてる」という点についても抗議しました。

委員に対しては「完敗した敗訴当事者の厚労省の言い分だけで一方的な判断を行わないよう切にお願いいたします」「私たちは、委員のみなさまの専門的知見と専門家としての矜持を信じています」と訴えました。



専門家委員会のYouTube配信が中断・・・

7人の「参考人」の発言の最後に小久保弁護士が改めて、ヒヤリング終了後も原告・弁護団がこのまま傍聴することを認めてほしいと発言。この会場から出て、YouTube視聴ができる場所まで移動して、配信を聴けというのはおかしいのではないかと問題提起をしました。さらに、この点について各委員から一人ずつ意見を述べてほしいと要望しました。

しかし岩村正彦委員長は「これについては今日は伺ったということにさせていただいて、検討させていただきたい」とのみ発言。小久保弁護士は「委員会は合議体ではないのですか?」「打ち切りですか?」と質問しましたが、委員長は委員長権限で「休憩に入る」と宣言。会議は一時中断しました。

この間、外部ではYouTube配信が突然中断されたため、会議室で何が起きているのか、全くわからなくなりました。数分後にYouTube配信が再開されましたが、その間に原告側は退出させられていました。原告側が会議室から退出をさせられる場面を見られたくないために配信を一時中断したものと思われます。

記者会見で明かされる配信中断の理由

委員会終了後、弁護士会館において、原告・弁護団の記者会見が行われました。

小久保弁護士は「ヒヤリング終了後、そのまま傍聴させてほしいと要望したが、委員長権限で退出をさせられた。意見陳述中は、私たちの主張をうなずきつつ熱心に聴いている委員もおり、私たちが退出を迫られたことに戸惑っている感じの人もいた。専門委員会は合議体なのではないか、各委員はどう考えるかを問うたが、委員から何の発言も出なかったのは残念でならない」と述べました。

この日の専門委員会では、行政法を専門とする2人の委員から「当時にさかのぼって追加支給が必要」という趣旨の発言もありましたが、他の委員からの発言は全くなく、議論は低調でした。

次回の専門委員会

専門委員会の第3回会合は、9月8日(月)10時から開催されます。厚労省との直接交渉も継続しており、次回は9月18日(木)で調整をしているところです。

引き続き、私たちは謝罪と被害の全面回復を求めて声をあげていくので、ご支援、ご注目をよろしくお願いいたします。



オンライン署名で 抗議の声をあげよう!



当会は、厚生労働大臣あてに最高裁判決をふまえ、以下のことを求めています。

- ①違法な基準改定を行い、長年これを放置したことについて、まずは、原告及びすべての生活保護利用者に対し、真摯に謝罪すること。
- ②原告及びすべての生活保護利用者に対し、未払いの差額保護費を遡及支給するとの基本方針をただちに表明すること。
- ③生活扶助基準と連動する諸制度(就学援助など47の制度)への影響についても、実態を調査し、被害回復を図るとの方針をただちに表明すること。

下記のQRコードから署名をお願いいたします。8月30日段階で、25,537名が署名しています。多くの声を集めて、厚生労働大臣にとどけましょう。



共同代表からのメッセージ（1回目）

最高裁勝訴祝い&これからも

最高裁判決を受け、共同代表から全国すべての原告の皆様に、お祝いのメッセージをお届けします。9月中をめどにしていますので、お待ちください。共同代表からのメッセージをこちらでも紹介します。



雨宮処凛（作家）

まずは原告となってくださった皆さま、本当にありがとうございました。

みなさま一人一人の勇気がなければ、この生活保護引き下げという非道が世に知られることもなく、多くの人の共感を得ることもなかったでしょう。そうして「どうせ何をしても変わらない」という諦めばかりが広がっていたのではないかと思います。しかし、みなさまの声が最高裁に届き、こうして勝訴判決を勝ち取りました。歴史的で、画期的なことです。みなさんの勇気は、後世に語り継がれていくことでしょう。

ここからまた、被害回復に向けて、声をあげていきましょう。引き続き、よろしくお願いします。

稲葉剛（住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人）

このたびは、最高裁での勝訴おめでとうございます。

基準の引き下げが始まってから12年。各地での提訴からも約10年の月日が経ちました。長年の苦闘の果てに勝利をかちとった皆さまに心から「お疲れさまでした」と「ありがとうございました」を伝えたいと思います。

最高裁での勝訴判決は日本の社会保障の歴史に末永く刻まれるものになります。「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を違法・不当に切り崩そうとした政治的な策動は打ち砕かれ、政府は二度と同じような手口を使えなくなりました。

原告の皆さまが激しいバッシングにさらされながらも立ち上がり、声をあげ続けてくれたおかげで、将来にわたって数えきれないほど多くの人々の命と権利が守られることとなります。本当にありがとうございました。

司法から政治の場に闘いの舞台は移りますが、完全な勝利に向けて、もう一押しがんばりましょう。引き続き、よろしく願いいたします。

井上英夫（金沢大学名誉教授、高齢期運動サポートセンター理事長）

最高裁勝訴、おめでとうございます。

画期的・歴史的勝訴判決は、原告・弁護団・支援する人々、三位一体の、憲法97条の認める人権のための不屈のたたかいの成果です。改めて、皆さんに感謝申し上げ、敬意を表します。

まずは、最高裁での勝訴をじっくり喜び、祝いましょう。

しかし、全面勝利に向けてのたたかいはここから始まります。次は、行政府そして立法府の出番です。石破首相、厚労大臣に謝罪させ、被害を受けたすべての人々、とくに、230名を超える亡くなった原告に償いをさせましょう。

健康に留意され、無理せず、生活保護・社会保障を人権として確立する新たなたたかいへのご参加をお願いいたします。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：（個人）1口500円、（団体）1口1000円

（口座）○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション
○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408（読み ヨンゼロハチ）【店番】408
【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前（所属）
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。